

## 第3回 葛尾村線量低減措置等検証委員会

日時:令和6年12月18日(水) 10:00～

場所:葛尾村村民会館視聴覚室

### 【次第】

1. 開会
2. 委員長挨拶
3. 議題
  - (1) 検証委員会におけるとりまとめについて
  - (2) その他
4. 閉会

### 第3回葛尾村線量低減措置等検証委員会出席者名簿

(委員)

氏名	所属等
河津 賢澄	国立大学法人福島大学 共生システム理工学類 客員教授
坪倉 正治	公立大学法人福島県立医科大学 医学部 放射線健康管理学講座 主任教授
二瓶 直登	国立大学法人福島大学 食農学類 教授
大澤 義伸	葛尾村 野行行政区 区長
金谷 喜一	葛尾村 野行行政区 住民代表

(オブザーバー)

氏名	所属等
樋本 諭	内閣府 原子力災害現地対策本部 総括・広報班長
内山 弘行	内閣府 原子力災害対策本部 原子力被災者生活支援チーム 企画官

(関係機関)

氏名	所属等
吉村 和也	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 廃炉環境国際共同研究センター 環境モニタリンググループ 研究主幹

(事業者)

氏名	所属等
三保谷 明	葛尾風力株式会社 代表取締役
北田 直樹	葛尾風力株式会社 執行役員
平野 貴之	福島復興風力合同会社 代表
竹鼻 明	福島復興風力合同会社

(葛尾村)

氏名	所属等
松本 弘	葛尾村 副村長
安齋 朱美	葛尾村 復興推進室 室長
松本 忠明	葛尾村 復興推進室 復興推進係長

令和 6 年 12 月〇〇日

葛尾村長 篠木 弘 様

葛尾村線量低減措置等検証委員会  
委員長 河津 賢澄

### 葛尾村線量低減措置等検証委員会におけるとりまとめ

葛尾村線量低減措置等検証委員会は、令和 6 年 11 月 11 日に第 1 回委員会を開催して以降、委員会を 3 回開催し、風力発電事業用地等における線量低減措置前後の空間線量率や土地活用される区域を往来する作業員等の放射線防護対策に関する検証を行ってきました。

令和 7 年春頃の風力発電事業用地等の避難指示解除に向け、検証内容を下記のとおりとりまとめましたので報告いたします。

### 記

風力発電事業用地等では、風力発電事業者により、拠点区域外の土地活用に向けた避難指示解除に関する仕組み（令和 2 年 12 月 15 日原子力災害対策本部決定）に基づき、令和 7 年春頃の避難指示解除に向け、区域内における線量低減措置等、環境整備が実施されている。

当該区域では、風力発電事業者による伐採・除根・表土剥ぎ・アスファルト舗装等の線量低減措置が概ね終了しており、事業者独自による空間線量率の測定に加えて国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下、JAEA）による歩行サーベイでの空間線量率の測定が行われ、当該測定結果を踏まえ空間線量率が  $3.8 \mu\text{Sv/h}$  を十分に下回っていることが確認出来た。また避難指示解除後に当該区域に出入りすることが想定される作業員の作業パターンをもとに JAEA により個人被ばく線量の試算が行われた結果、極めて低い数値であったことも踏まえ、当委員会では、放射線が作業員等の健康に及ぼすリスクは低いと判断した。

しかしながら、当該区域における解除後の一定程度継続的な空間線量率の把握・管理及び当該区域を往来する作業員等の安全・安心のための放射線防護対策を適切に実施する必要がある。

本委員会における検証内容を以下の項目のとおりとりまとめた。

#### 1. 当該区域における空間線量率の把握・管理

当該区域においては、風力発電事業者により線量低減措置等、環境整備が実施されており、避難指示解除の基準と照らして十分に空間線量率は低減しているものの、土地活用方

針に基づき、風力発電事業者等により避難指示解除後も一定程度継続的に当該区域の空間線量率をモニタリングすることが望まれる。

また、上記モニタリングを通じて高い空間線量率が確認された場合又は自然災害等により当該区域内の空間線量率が高くなるような事態が発生した場合には、風力発電事業者により追加的な線量低減措置等、環境整備を実施することが望まれる。

## 2. 風力発電事業に係る作業員等の個人被ばく線量管理

当該区域において、風力発電事業に係る作業員等に対し、風力発電事業者は、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」等法令に基づき、個人被ばく線量の管理等、必要な措置を実施することが必要。

## 3. 当該区域を往来等する住民等への放射線防護対策の実施

当該区域は、避難指示解除後も一部の区域を除き電気事業法における事業用電気工作物に関する保安規制により住民等の立ち入りが規制されることから、住民等が誤って避難指示を解除していない区域に立ち入ることがないように、解除範囲を分かりやすく示す又は説明することが望まれる。

## 4. 廃棄物等の適正な処理

風力発電事業者は当該区域内での廃棄物等の発生抑制に努めるとともに、発生した廃棄物等については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づき適正な処理をすることが必要。

以上